

平成29年4月1日

入札参加者各位

現場代理人の兼務について

現場代理人の兼務についての取扱いを当面の間、下記のとおり取り扱います。

なお、手続きに虚偽等があった場合や、安全管理等に起因する事故等があった場合には、今後、常総市の発注する工事では兼務を認めないとともに、指名停止措置等を行うこともありますので御注意ください。

記

- 1 現場代理人が兼務することができる工事の件数は2件までとし、いずれの工事も次の各号全てに該当するものであること。
 - (1) 発注者は、国又は地方公共団体（独立行政法人、土地改良区及び土地区画整理組合などを含む。）であること。
 - (2) 工事箇所が、常総市内又は常総市に隣接する市町内であり、相互の工事箇所が近接していること。
 - (3) 工事の予定価格（税込み）は3,500万円未満であること。
 - (4) 工事箇所間の移動が容易であり、工期中は、必ずどちらかの現場に常駐して、一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理すること。
 - (5) 兼務するいずれの工事も連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に現場を離れる場合は、必ず連絡員が工事現場に常駐し、発注者との連絡に支障を来さないこと。

- 2 受注者は、各工事の発注課（所）等と次に掲げる時期までに現場の管理及び連絡体制について協議を行い、別紙（現場代理人兼務届）により発注課（所）長に届け出ること。また、各工事の発注者が異なる場合は、当該機関が定める様式の写しを添付すること。
 - (1) 施工中の工事と新たに応札を予定している工事の現場代理人を兼務する場合は、施工中の工事の発注課（所）と新たに兼務する予定工事の入札参加申請を行う前に協議し、新たに受注した工事の発注課（所）とは、請負契約の締結後速やかに協議を行う。
 - (2) 2つの工事を同時期に落札し各工事の現場代理人を兼務する場合は、各工事の発注課（所）と工事の請負契約の締結後速やかに協議を行う。

- 3 適用
平成29年4月1日に施行し、請負契約の時点にかかわらず、本改正施行後は全ての工事について改正後の基準が適用されることとなります。